

上場企業を子会社化、関連会社化した際の‘のれん’の取扱い

【本号の内容】

1. はじめに
2. 株価とのれんに係る超過収益力との関係
3. IFRSにおける上場子会社に係るのれんの減損
4. 持分の追加取得に伴い発生するのれん
5. おわりに

株式会社デューデリジェンス (DCo)はGCAサヴィアグループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、www.dcock.comにて紹介しています。

1. はじめに

我が国の会計基準上、(市場価格のある)上場子会社・関連会社の株式は個別財務諸表において取得原価によって評価されていますが、市場価格(株価)が著しく下落したときは、当該市場価格をもって貸借対照表価額とし、減損処理を行わなければならないとされています。TOBなどによって高いプレミアムを付して上場株式を取得して子会社化、関連会社化したときも同様で、取得価額(TOB 価格)に比してその後の市場株価が相当期間低い水準(取得価額に比べ株価が50%未満)にある場合には、株式を株価水準まで減損処理することが求められます。

また、子会社株式・関連会社株式を減損処理したことにより、減損処理後の単体上の株式簿価が連結上ののれんを含む簿価を下回る場合には、超過収益力の減少を反映させるために連結財務諸表上、のれんを減損処理することが求められています。

このような子会社・関連会社株式及びのれんに係る減損処理は、相対的に高いプレミアムを付して取得する海外上場子会社の評価でもしばしば見受けられますが、今回のDCo Newsでは市場株価が下落したことをもって連結上ののれんを減損し、連結子会社の資産・負債を市場価格で評価することについての是非について考察するとともに、IFRSにおける連結子会社に係るのれんの処理について合わせて見ていきたいと思えます。

我が国の会計基準上、株価下落に伴い個別決算で上場子会社株式を減損処理した場合、連結上、子会社に係るのれんも合わせて減損処理することが求められています。

2. 株価とのれんに係る超過収益力との関係

1. でも記述しました通り、連結上、市場価格(株価)水準まで子会社に係るのれんを含めた資産を減損処理するということは、我が国の会計基準では市場価格(株価)の著しい下落があった場合、当該子会社に係るのれんの超過収益力が失われているとみなしていることとなります。

のれんは、被買収会社における「法律上の権利等の裏付に基づかない将来収益期待(経済成長期待や市場成長期待)」や「労働力の相乗効果(人的資産)」などから構成されるといわれておりますが、株価は、単に1日に発行済株式総数の1%未満の株式が市場において売買される際の相場値に過ぎず、時価総額が被買収会社の将来の収益期待を反映した公正価値を表しているものとはいえません。

そのため、そのような株価が取得価額に比して著しく下落していることのみをもって将来の収益期待や人的資産に裏付けられるのれんの価値が毀損していると考え、連結上、その株価で被買収会社を評価しようとするのは少々行き過ぎた考え方であるように思えます。

のれんに係る減損損失を認識するか否かの判定のための手続は、上場子会社であれ非上場子会社であれ、将来収益アプローチによって行うのが最も理論的ではありますが、株式という金融商品の客観的評価額として位置付けられる株価(市場価格)の著しい下落に伴って上場子会社株式の減損損失が計上された際にも、個別決算と連結決算との整合性を重視し連結上も株価水準で子会社資産・負債を評価するのが、我が国の会計基準の特徴といえます。

3. IFRS における上場子会社に係るのれんの減損

我が国の会計基準では、連結子会社に係るのれんは、株価(市場価格)の下落や業績不振等に伴う事業計画の未達等が起因する減損の兆候がある場合に限り減損損失を認識するかの検討を行うのに対し、IFRS(国際財務報告基準)採用下では、のれんについて、減損の兆候とは関係なく、少なくとも年に1度減損損失の認識・測定のためのテスト(のれんを含む資産グループを回収可能額で評価すること)を行うことが求められています。

ここで用いられるのれんを含む資産グループの回収可能額は、上場子会社の場合、株価等の市場価格がベースとなる「正味売却価格」と将来収益アプローチの概念によって導き出される「使用価値」のいずれかによって導き出されることとなりますが、当該子会社が処分対象とならず、かつ使用価値が正味売却価格を上回っている限りにおいては将来収益をベースとした「使用価値」を回収可能額とみなすこととなります。

IFRS 適用下では株価の著しい下落が起こっても連結上ののれんが個別決算同様に株価のみを基準に評価されることはありません。

また、IFRS では個別の会計処理の影響を受けないため、仮に日本基準に基づく個別の決算にて上場子会社株式を株価で評価し減損損失を計上したとしても、その評価がそのまま連結上ののれんの減損に直結するわけではありません。

つまり、IFRS を採用する状況下では、上場子会社について、その株価（市場価格）が著しく下落したことをもって、連結上ののれんが個別の決算同様に株価ベースで評価され減損の道をたどるということはありません。

4. 持分の追加取得に伴うのれんの発生

非上場化の主たる目的となるものではありませんが、我が国の会計基準下において、株価の下落に伴う上場子会社に係るのれんの減損リスクを避けるのであれば、完全子会社化等による非上場化が有効となる場合があります。

ただ、完全子会社化のための追加取得を行う際には、PBR1倍超で取得するケースでは追加でのれんが計上されることが想定されますので、のれんの評価自体が株価には左右されることがないとはいえ、のれん金額の増大により、本業の収益力如何でのれんの減損エクスポージャーが拡大するおそれもあります。

他方、IFRS においては、完全子会社化のために子会社株式を追加取得した場合に追加でのれんが計上されることはなく、単に資本剰余金の増減項目として取り扱われます(下記【設例】参照)。

したがって、今後、完全子会社化を図る計画がある一方、(PBR1倍超の状況下で)のれんの金額を抑えたいというのであれば、IFRS を適用した後に完全子会社化を図るというのも一案ともいえます。

【設例】

ex.既に60%持分を保有し子会社としているS社（純資産100）の40%持分を50で追加取得し完全子会社化する。



子会社株式の追加取得に係る処理の違い	
日本基準	IFRS・USGAAP
・のれんが10(=取得対価50-純資産100×40%)計上される	・のれんは計上されない ・投資消去差額10(追加取得対価50-純資産100×40%)は、単に資本剰余金の減少項目として取り扱われる

5.おわりに

以上見てきました通り、「上場子会社に係るのれんを含む資産グループ回収可能額の考え方」や、「完全子会社化等を企図した子会社株式の追加取得におけるのれんの追加発生の有無」などに関しても我が国の会計基準とIFRSで取扱いが異なります。

昨今、我が国でも親子上場の是非について論じられることが多くなっていますが、IFRSの導入を見据える今日の状況下において本稿で記載しました論点も子会社の非上場化を検討する上での一要素になるものと思われます。

お問い合わせ先
株式会社デューデリジェンス

月成 良平	ヴァイスプレジデント	rtsukinari@dcokk.com
戎野 順一	アソシエイト	jebisuno@dcokk.com